

## 検疫法施行令の一部を改正する政令案の概要

### 1 改正の趣旨

- 黄熱の予防接種については、製造メーカーの方針により、既存のワクチンの製造が中止され、新たなワクチンに切り替えられることが決定しており、薬事承認された後、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 26 条の 2 の規定に基づく予防接種において、当該ワクチンを使用することとなるため、当該予防接種の手数料を変更する必要がある。
- また、検疫所においては、検疫法第 27 条第 1 項に基づき、港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫法第 3 条に規定する検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域（以下「調査区域」という。）内に限り、当該調査区域内の船舶又は施設に対し、ねずみ族、虫類等の調査を実施している。今般、二見港について、新たに調査区域を定めるとともに、阪神港において、工事に伴う港内の船舶交通流の変化に対応するため、水域の境界を変更する必要がある。

### 2 改正の内容

- 検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）別表第 2 の 2 に定める黄熱の予防接種の手数料について、メーカー希望小売価格を基に算出した薬剤料を勘案して、額を「10,300 円」から「16,500 円」に改正する。
- 検疫法施行令別表第 3 で定める調査区域について、新たに二見港の水域及び陸域を定め、阪神港の水域の境界を「正蓮寺川北港大橋」から「正蓮寺川正蓮寺川水門」に改正する。

### 3 根拠規定

検疫法第 26 条の 2 及び第 27 条第 1 項

### 4 公布日

平成 30 年 12 月下旬（予定）

### 5 施行期日

公布の日